

# 山口県報

令和7年  
3月25日  
(火曜日)

## 目次

- 規則
  - 山口県予算規則の一部を改正する規則(財政課)……………一
  - 建築基準法施行細則の一部を改正する規則(建築指導課)……………一
  - 建築士法施行細則の一部を改正する規則(建築指導課)……………二
  - 優良宅地等の認定に関する規則の一部を改正する規則(建築指導課)……………三
- 告示
  - 山口県指定有形文化財の指定(文化振興課)……………四
  - 山口県指定無形文化財の保持者の追加認定(文化振興課)……………四
- 公告
  - 県営豊田豊北地区中山間地域総合整備事業(橋本換地区)換地計画書の縦覧(農村整備課)……………四
  - 県営新田地区農業競争力強化基盤整備事業変更計画書の縦覧(農村整備課)……………四
  - 防府都市計画道路の変更の案に関する公聴会の開催(都市計画課)……………五
  - 公園施設に係る指定管理者の指定(都市計画課)……………五
  - 港湾施設に係る指定管理者の指定(港湾課)……………六
- 選管告示
  - 直接請求に必要な有権者の数……………六
- 公安委公告
  - 契約の締結……………七
- 雑報
  - 県報の正誤(令和七年三月十八日山口県報(号外一六))……………七



山口県予算規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十五日

山口県知事 村岡 嗣政

### 山口県規則第三十二号

山口県予算規則の一部を改正する規則

山口県予算規則(昭和三十九年山口県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

別表中「29 災害派遣手当」を「23 在宅勤務手当 29 災害派遣手当」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十五日

山口県知事 村岡 嗣政

### 山口県規則第三十三号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則(昭和五十九年山口県規則第三十号)の一部を次のように改正する。

第八条を次のように改める。

第八条 削除

第十三条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件(平成二十年国土交通省告示第二百八十二号)第二の規定により定める同告示第一項第一号に規定する建築物の法第十二条第一項に規定する調査の項目、方法及び結果の判定基準(以下「調査項目等」という。)に付加する調査項目等は、次の表に定めるとおりとする。

調査項目	調査方法	判定基準	避難施設等			居室の換気	換気設備の作動の状況	換気設備の妨げとなる物の放置の状況	階段室又は付室の排煙設備の作動の状況	可動式防煙壁の作動の状況	排煙設備の作動の状況	非常用エレベーター	その他
			階段	防煙壁	排煙設備								
防火設備(防火シャッターその他これらに類するものに限る。)	目視又はこれに類する方法(以下「目視等」という。)により確認する。	物品が放置されていること等により常閉防火扉の閉鎖又は作動に支障があること。	常閉防火扉の取付けの状況	目視等又は触診により確認する。	目視等により確認する。	目視等により確認する。	目視等により確認する。	目視等により確認する。	目視等により確認する。	目視等により確認する。	目視等により確認する。	目視等により確認する。	目視等により確認する。
常時閉鎖した状態にある防火扉(各階の主要なものに限る。以下「常閉防火扉」という。)の閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況	目視等又はこれに類する方法(以下「目視等」という。)により確認する。	物品が放置されていること等により常閉防火扉の閉鎖又は作動に支障があること。	常閉防火扉の本体及び損傷の状況	目視等により確認する。	目視等により確認する。	目視等により確認する。	目視等により確認する。	目視等により確認する。	目視等により確認する。	目視等により確認する。	目視等により確認する。	目視等により確認する。	目視等により確認する。
人の通行の用に供する部分に設ける常閉防火扉の作動の状況	目視等により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食により遮炎性能又は遮煙性能に支障があること。	常閉防火扉の固定の状況	目視等により確認する。	目視等により確認する。	目視等により確認する。	目視等により確認する。	目視等により確認する。	目視等により確認する。	目視等により確認する。	目視等により確認する。	目視等により確認する。	目視等により確認する。
昇降路又は乗降口(政令第百二十九条の十三の三第三項に規定する乗降口をいう。)の排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。	排煙設備が作動しないこと。	排煙設備の作動の状況	目視等により確認する。	目視等により確認する。	目視等により確認する。	目視等により確認する。	目視等により確認する。	目視等により確認する。	目視等により確認する。	目視等により確認する。	目視等により確認する。	目視等により確認する。

等備		煙設備の作動の状況
非常用の照明装置	非常用の照明装置の作動の状況	
品物の放置の状況	目視等により確認する。	各階の主要な非常用の照明装置の作動を確認する。
品物の放置の状況	目視等により確認する。	非常用の照明装置が作動しないこと。

第十四条中「(随時閉鎖又は作動をできるもの(防火ダンパーを除く。))に限る。」を「のうち、次に掲げるもの」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 常時閉鎖又は作動した状態にある防火設備(防火扉のうち、各階の主要なものに限る。)
- 二 随時閉鎖又は作動をできる防火設備(防火ダンパーを除く。)

第三十一条の表中「第十条の四の五第一項」を「第十条の四の十第一項」に、「第十条の四の八第一項」を「第十条の四の十三第一項」に改める。

別記第三号様式から別記第六号様式までを次のように改める。

附則  
この規則は、令和七年七月一日から施行する。ただし、第八条の改正規定、第三十一条の改正規定及び別記第三号様式から別記第六号様式までの改正規定は、令和七年四月一日から施行する。

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十五日  
山口県知事 村岡 嗣政

### 山口県規則第三十四号

建築士法施行細則の一部を改正する規則  
建築士法施行細則(昭和五十九年山口県規則第三十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「、生年月日及び性別」を削る。

第十八条第三項第二号中「磁気ディスク、シー・ディー・ROMその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。)」に改める。

第二十一条第二項第二号中「磁気ディスク、シー・ディー・ROMその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体」

と。排煙設備が作動しないこと。

と。排煙設備が作動しないこと。

と。排煙設備が作動しないこと。

に改める。

別記第一号様式中「禁錮」を「拘禁刑又は禁錮」に改める。  
別記第四号様式中「第5条第1項」を「第5条」に

変更の内容	変更前	1 氏名
	変更後	2 生年月日 3 性別

変更前の氏名	
変更後の氏名	

め、同様式の注を削る。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第十八条第三項第二号の改正規定及び第二十一条第二項第二号の改正規定 公布の日
- 二 別記第一号様式の改正規定 令和七年六月一日

優良宅地等の認定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第三十五号

優良宅地等の認定に関する規則の一部を改正する規則

優良宅地等の認定に関する規則（昭和四十九年山口県規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「、第六十三条第三項第五号イ又は第六十八条の六十九第三項第五号イ」を「又は第六十三条第三項第五号イ」に改める。

第七条中「、第六十三条第三項第五号イ又は第六十八条の六十九第三項第五号イ」を「又は第六十三条第三項第五号イ」に、「同条第四項」を「土地区画整理法第百三条第

四項」に改める。

第八条第一項中「、第六十三条第三項第六号又は第六十八条の六十九第三項第六号」を「又は第六十三条第三項第六号」に改め、同項第一号中「同項」の下に「若しくは同法第六条の二第一項」を、「第七条第五項」の下に「若しくは第七条の二第五項」を加える。

別記第一号様式の途中  
 「第28条の4第3項第5号イ  
 第31条の2第2項第14号ハ  
 第62条の3第4項第14号ハの  
 第63条第3項第5号イ  
 第68条の69第3項第5号イ」

「第28条の4第3項第5号イ  
 第31条の2第2項第14号ハの  
 第62条の3第4項第14号ハ」  
 別記第二号様式中

土地の現況	地目別概要	区域区分		用途地域の種類				その他の地域地区の種類	
		宅地区域内	農地区域外	山地	山林	公共施設	その他	急傾斜地崩壊危険区域	土砂災害特別警戒区域
面積		m <sup>2</sup>							
比率		%	%	%	%	%	%	%	100%

土地の現況	地目別概要	区域区分		用途地域の種類				その他の地域地区の種類	
		宅地区域内	農地区域外	山地	山林	公共施設	その他	急傾斜地崩壊危険区域	土砂災害特別警戒区域
面積		m <sup>2</sup>							
比率		%	%	%	%	%	%	%	100%

別記第七号様式の(表)中

「第28条の4第3項第6号  
第31条の2第2項第15号ニ  
第62条の3第4項第15号ニの  
第63条第3項第6号  
第68条の69第3項第6号」

を

「第28条の4第3項第6号  
第31条の2第2項第15号ニ  
第62条の3第4項第15号ニ  
第63条第3項第6号  
第68条の69第3項第6号」に改め、同様式の(裏)中「はり付け」を「貼付け」に改める。

附則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。



### 山口県告示第四百四号

山口県文化財保護条例（昭和四十年山口県条例第十号）第四条第一項の規定により、次の有形文化財を山口県指定有形文化財に指定する。

令和七年三月二十五日

山口県知事 村岡 嗣政

名 称	員 数	所 在 の 場 所	所 有 者
絹本着色嘯岳鼎虎像 慶長二歳の自賛がある	一 幅	山口市亀山町三番一号 山口県立美術館	宗教法人洞春寺
志多里八幡宮棟札類 付 納箱	一 三 枚	山口市大内御堀三四八六	宗教法人志多里八幡宮

### 山口県告示第四百五号

山口県文化財保護条例（昭和四十年山口県条例第十号）第二十六条第五項の規定により、次の者を山口県指定無形文化財鷹流狂言の保持者として追加認定する。

令和七年三月二十五日

山口県知事 村岡 嗣政

氏 名	雅 号	生 年 月 日	住 所
米本 太郎	—	昭和五十七年二月二十二日	山口市下小鯖五五四番地



(六三) 県営豊田豊北地区中山間地域総合整備事業（橋本換地区）換地計画書の縦覧  
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、  
県営豊田豊北地区中山間地域総合整備事業の施行に係る橋本換地区の換地計画を定めた  
ので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦  
覧に供します。

令和七年三月二十五日

山口県知事 村岡 嗣政

一 縦覧に供する書類

県営豊田豊北地区中山間地域総合整備事業（橋本換地区）換地計画書の写し

二 縦覧の期間

令和七年三月二十六日から同年四月十四日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(六四) 県営新田地区農業競争力強化基盤整備事業変更計画書の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、県営  
新田地区農業競争力強化基盤整備事業の事業計画を変更したので、同条第六項において  
準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和七年三月二十五日

山口県知事 村岡 嗣政

一 縦覧に供する書類

県営新田地区農業競争力強化基盤整備事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

令和七年三月二十六日から同年四月十四日まで  
縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課のウェブサイトで

(六五) 防府都市計画道路の変更の案に関する公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定に基づき、防府都市計画道路の変更の案に関する公聴会を次のとおり開催します。

令和七年三月二十五日

山口県知事 村岡 嗣政

一 開催の日時

令和七年四月二十三日（水曜日）午後二時

二 開催の場所

防府市八王子二丁目八番九号  
防府市創業・交流センター

三 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案

変更する防府都市計画道路三・三・五富海大道線  
次のとおりとする。

四 公述の申出の手續

(一) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、令和七年四月十六日（水曜日）までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面（以下「公述申出書」という。）を山口市滝町一番一号（郵便番号七五三一八五〇一）山口県土木建築部都市計画課に提出してください。

なお、郵送の場合は、令和七年四月十六日までの消印のあるものに限りま

(二) 公述申出書を提出した者のうち、同種の意見を有する者が多数ある場合には、公聴会において意見を述べることができる者を選定することができます。

(三) 公聴会の運営を円滑にするため、必要がある場合には、意見を述べる時間を制限することができます。

(四) (二)及び(三)に掲げる場合においては、理由を付してその旨を公述申出書を提出した者又は公聴会において意見を述べることができる者に通知します。

五 その他

(一) 公聴会に関する問合せは、山口県土木建築部都市計画課（電話〇八三一九三三一―三七三三）にしてください。

(二) 関係図書は、次の場所において縦覧に供します。

山口市滝町一番一号

山口県土木建築部都市計画課

防府市寿町七番一号

防府土木建築事務所

防府市寿町七番一号

防府市土木建設部都市計画課

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を五の(二)の関係図書の縦覧場所において縦覧に供します。）

(六六) 公園施設に係る指定管理者の指定

山口県立都市公園条例（昭和四十八年山口県条例第三号。以下「条例」という。）第十四条第一項の規定により、公園施設に係る指定管理者を次のとおり指定しました。

令和七年三月二十五日

山口県知事 村岡 嗣政

一 指定管理者に管理を行わせる公園施設の名称及び位置

都市公園の名称	公園施設の名称	公園施設の位置
山口きらら博記念公園	多目的ドーム、サッカー・ラグビー場、スポーツ広場、多目的広場、ピッチパレータ、水泳プール及びその他の都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第二項各号に掲げる公園施設	山口市

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 きらら未来創発パートナーズ

代表者 美津濃株式会社

主たる事務所の所在地 大阪市住之江区南港北一丁目二番三五号

三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

(一) 条例第二条第二項の規定により、同条第一項の使用日又は使用時間を変更すること。

(二) 条例第三条第一項の許可をすること。

(三) 条例第三条第三項の規定により、同条第一項の許可に条件を付すること。

(四) 条例第七条第一項の許可をすること。

- (五) 条例第七条第二項の規定により、同条第一項の許可に条件を付すること。
  - (六) 条例第十一条第一項の規定により、条例第三条第一項又は第七条第一項の許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更すること。
  - (七) 公園施設の利用に關すること（知事が定めるものに限る。）。
  - (八) 施設及び設備の維持管理に關すること。
- 四 指定の期間  
令和七年四月一日から令和十七年三月三十一日までの間

(六七) 港湾施設に係る指定管理者の指定

山口県港湾施設管理条例（昭和三十一年山口県条例第十三号。以下「条例」という。）第十五条第一項の規定により、港湾施設に係る指定管理者を次のとおり指定しました。

令和七年三月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 指定管理者に管理を行わせる港湾施設の名称及び場所

港湾の名称	港湾施設の名称	港湾施設の場所
徳山下松港	洲鼻防波堤A、洲鼻防波堤B、洲鼻防波堤C、洲鼻小船護岸A、洲鼻小船護岸B、洲鼻浮棧橋、洲鼻物揚場、洲鼻船揚場、洲鼻道路A、洲鼻道路B及び洲鼻野積場	下松市

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地  
下松市 下松市大手町三丁目三番三号

三 指定管理者が行う管理に關する事務の内容

- (一) 条例第七条第一項及び第二項の許可（知事が定める港湾施設（以下「指定港湾施設」という。）の使用に係るものに限る。（四及び（五）において同じ。）をすること。
- (二) 条例第七条第四項の規定による協議（指定港湾施設の使用に係るものに限る。）を受けること。
- (三) 条例第七条第五項の規定による届出（指定港湾施設の使用に係るものに限る。）を受理すること。
- (四) 条例第十条の規定により、条例第七条第一項及び第二項の許可に条件を付すること。

- (五) 条例第十三条第一項の規定により、条例第七条第一項及び第二項の許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更すること。
  - (六) 施設及び設備の維持管理に關すること。
- 四 指定の期間  
令和七年四月一日から令和十二年三月三十一日までの間

選挙管理委員会

山口県選挙管理委員会告示第十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十百分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に關する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次の表のとおりである。

令和七年三月二十五日

山口県選挙管理委員会委員長 黒瀬 邦彦

直接請求の種類	根拠規定	必要な有権者の数
県条例の制定又は改廃の請求	地方自治法第七十四条第一項	二一、九四九
県の事務の執行に關する監査の請求	地方自治法第七十五条第一項	一三七、一七九
県議会の解散の請求	地方自治法第七十六条第一項	六八、八三三、四四一、一三五、一四一、一三〇、一〇八、七五、四〇、一六、七、二、七
県議会の議員の解職	地方自治法第八十条	下関市選挙区 六八、八三三、四四一、一三五、一四一、一三〇、一〇八、七五、四〇、一六、七、二、七 宇部市選挙区 四四、一三五、一四一、一三〇、一〇八、七五、四〇、一六、七、二、七 山口市選挙区 一五、一三、一〇、八、七、二、七 萩市・阿武町選挙区 一三、一〇、八、七、二、七 防府市選挙区 一三、一〇、八、七、二、七 下松市選挙区 一三、一〇、八、七、二、七 岩国市・和木町選挙区 一三、一〇、八、七、二、七

の請求	第一項	長門市選挙区 柳井市選挙区 美祿市選挙区 周南市選挙区 周防大野田市選挙区 上関町・田布施町・平生町選挙区	六千五百九十二万三千円
知事の解職の請求	地方自治法第八十一条第一項		
副知事、県の選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求	地方自治法第八十六条第一項		
県の教育委員会の教員又は委員の解職の請求	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八十一条第一項		



公 告  
契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

令和七年三月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地  
山口県警察本部警務部会計課 山口市滝町一番一号
- 二 契約に係る特定役務の名称及び数量  
運転免許申請受付システム改修業務 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日  
令和七年二月二十五日
- 五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地  
富士ファイルイメージングシステムズ株式会社 東京都品川区西五反田三丁目六番三〇号
- 六 契約金額

- 七 随意契約によることとした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第一号に該当するため
- 八 契約担当者  
山口県知事 村岡 嗣 政



正 誤  
令和七年三月十八日山口県報（号外一六）

ページ	段	誤	正
一	上	山口県議会規程第一号	山口県議会規程第四号
二	下	山口県議会規程第二号	山口県議会規程第五号
四	上	山口県議会規程第三号	山口県議会規程第六号

令和七年三月二十五日印刷

発行人所

山口県知事